

技術者の資格（資格等コード番号表）

(注) 特定の資格を有するものは一般の資格も有する

「◎」 特定（法第15条第2号イ）の資格を有するもの

「○」 一般（法第7条第2号ハ）の資格を有するもの

「☆」 合格後実務経験3年が必要

「△」 合格後実務経験5年が必要

「◎」「○」 平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上または登録解体工事講習の受講が必要

この場合、追加書類として、様式第9号「実務経験証明書」+契約書等（写し）、または、登録解体工事講習修了証の写し

*技術士（建設部門または総合技術管理部門（建設））については、当面の間、上記の実務経験または講習の受講が必要

資格区分およびコード番号（確認書類）			建設業の種類																														
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
建設業法 『技術検定』	合格証明書	一級建設機械施工管理技士			11	◎		◎					◎																				
		二級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）			12	○		○					○																				
		一級土木施工管理技士			13	◎	☆	◎	◎	☆	☆	◎	☆	◎	◎	◎	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	◎	☆	◎							
		一級土木施工管理技士補			1H		☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆				
		種別	土木		14	○	△	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	○	△	○				
			鋼構造物塗装		15		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			
			薬液注入		16		△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			
		種別	土木		1J		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			
			鋼構造物塗装		1K		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			
			薬液注入		1L		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			
		一級建築施工管理技士			20	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	☆	☆	☆	☆	◎				
		一級建築施工管理技士補			2C		☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆			
		種別	建築		21	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○			
			躯体		22		○	△	○	△	△	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○		
			仕上げ		23		○	○	△	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△			
		二級建築施工管理技士補			2D		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			
		一級電気工事施工管理技士			27				◎											☆						☆							
		一級電気工事施工管理技士補			2E															☆						☆							
		二級電気工事施工管理技士			28					○										△						△							
		二級電気工事施工管理技士補			2F															△						△							
		一級管工事施工管理技士			29					◎		☆	☆	☆				☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆			
		一級管工事施工管理技士補			2G							☆	☆	☆				☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆			
		二級管工事施工管理技士			30						○		△	△	△				△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			
		二級管工事施工管理技士補			3A								△	△	△				△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			
		一級電気通信工事施工管理技士			31															○	◎												
		二級電気通信工事施工管理技士			32															○													
		一級造園施工管理技士			33		☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	◎	☆	☆	☆	☆	☆	☆			
		一級造園施工管理技士補			3D		☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆			
		二級造園施工管理技士			34		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△		
		二級造園施工管理技士補			3E		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		

資格区分およびコード番号（確認書類）			建設業の種類																												
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
消防法 『消防設備士試験』	免 状	甲種消防設備士	68																							○					
		乙種消防設備士	69																							○					
職業能力開発促進法 『技能検定』 等級区分2級 ↓ 【実務3年】	合格証書	建築大工	71	○																											
		型枠施工	64	○	○																										
		左官	72	○																											
		とび・とび工	57		○																						○				
		コンクリート圧送施工	73		○																										
		ウェルポイント施工	66		○																										
		冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管	74					○																							
		給排水衛生設備配管	75					○																							
		配管(選択科目『建築配管作業』)・配管工	76					○																							
		建築板金(選択科目『ダクト板金作業』)	70					○	○								○														
		タイル張り・タイル張り工	77						○																						
		築炉・築炉工・れんが積み	78						○																						
		ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工	79					○	○																						
		石工・石材施工・石積み	80		○																										
		鉄工(選択科目『製缶作業』又は『構造物鉄工作業』)・製罐	81							○																					
		鉄筋組立て・鉄筋施工(選択科目『鉄筋施工図作成作業』及び『鉄筋組立て作業』)	82								○																				
		工場板金	83									○						○													
		板金(選択科目『建築板金作業』)・建築板金(選択科目『内外装板金作業』)・板金工(選択科目『建築板金作業』)	84					○					○																		
		板金・板金工・打出し板金	85										○																		
		かわらぶき・スレート施工	86					○																							
		ガラス施工	87															○													
		塗装・木工塗装・木工塗装工	88																○												
		建築塗装・建築塗装工	89																○												
		金属塗装・金属塗装工	90																○												
		噴霧塗装	91																○												
		路面標示施工	67																○												
		畝製作・畝工	92																	○											

資格区分およびコード番号（確認書類）			建設業の種類																												
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
職業能力開発促進法 『技能検定』 等級区分 2級 ↓ 【実務 3年】	合格証書	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工	93													○															
		熱絶縁施工	94																	○											
		建具製作・建具工・木工(選択科目『建具製作作業』)・カーテンウォール施工・サッシ施工	95																								○				
		造園	96																						○						
		防水施工	97															○													
		さく井	98																						○						
民間資格	合格証明書	地すべり防止工事 【実務 1年】	61			○																			○						
		基礎ぐい工事	40			○																									
		建築設備士 【実務 1年】	62					○	○																						
		計装(一級のみ) 【実務 1年】	63					○	○																						
		解体工事	60																									○			
基幹技能者	講習修了証	<注意事項14>	36		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	その他		99																												

【注意事項】

- 「土・建・電・管・鋼・舗・園」は指定建設業につき、特定建設業の専任技術者は原則として○の者が必要です。
- 資格区分の欄に【実務○年】と記載されている資格は、免状等交付後に該当工事に関し当該年数以上の実務経験が必要です。
- 職業能力開発促進法による技能検定の**2級**に合格した者については、免状等交付後に該当工事に関し実務経験が3年以上必要です。
(平成16年3月31日以前に2級に合格した者については、免状等交付後に該当工事に関し実務経験が1年以上。)
- 技術士について選択科目がある場合は、登録証の他に選択科目が記載されている「合格証明書」の添付が必要です。
- 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- 木工：昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
- 職業能力開発促進法による技能検定「路面標示施工」については、単一等級であり、「1級」として取り扱います。
- 「その他」コード99は、平成11年5月26日付建設省経建発第137号「営業所専任技術者の実務経験要件の緩和について」に基づく振り替えを適用した場合をいい、ここに挙げた資格以外は認められません。
- 民間資格（登録解体工事講習を含む）の各種実施機関については、国土交通省ホームページ「建設業に係る登録制度」をご参照ください。
- 電気通信事業法に基づく工事担任者資格者証の交付を受けた者（令和3年度以降の試験あるいは養成課程等を経た、第1級アナログ通信および第1級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者または総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る。）であって、その資格者証の交付後、3年以上の実務経験を有するものです。よって、申請可能になるのは令和6年度以降になります。
- 講習修了証に「建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められる」という内容の文言が記載されているものに限ります。このとき、「実務経験を有する建設業の種類」として記載されている業種について、専任技術者になることができます。

技術者の資格（所定学科）表

法第7条第2号イ該当者

※ 下記学科以外の名称で疑義がある場合は、事前に履修証明書等を持参の上、ご相談ください。

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学*（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学 又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学*又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学*又は建築学*に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学*又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学*、建築学*、機械工学*、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学*、建築学*又は機械工学*に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学*又は機械工学*に関する学科
板金工事業	建築学*又は機械工学*に関する学科
防水工事業	土木工学*又は建築学*に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学*、機械工学*又は電気工学*に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学*、建築学*又は機械工学*に関する学科
造園工事業	土木工学*、建築学*、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学*、鉱山学、機械工学*又は衛生工学に関する学科
建工具事業	建築学*又は機械工学*に関する学科

※ 以下の表に掲げる検定種目に係る一級の第一次検定又は第二次検定に合格した者は、大学において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その**合格後3年**の実務経験を有することで、一般建設業許可の営業所専任技術者要件を満たすこととします。また、表に掲げる検定種目に係る二級の第一次検定又は第二次検定に合格した者は、高等学校において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その**合格後5年**の実務経験を有することで、一般建設業許可の営業所専任技術者要件を満たすこととします。

ただし、**指定建設業**および**電気通信工事業**については適用外となります。

検定種目	指定学科
土木施工管理、造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

(4) 誠実性の要件（法第7条第3号および第15条第1号）

建設業は注文生産であるため、その取引の開始から終了までの期間が長く、通常前払いなどの金銭の授受が慣習化しており、信用を前提として行われるため、この要件が必要です。

項目	一般建設業 【法第7条第3号】	特定建設業 【法第15条第1号】
請負契約に関し、 不正 または不誠実な行為^{注1} をするおそれが明らかな者でないこと	<p>【個人の場合】 その者又は一定の使用人</p> <p>【法人の場合】 法人又はその役員等^{注2}もしくは一定の使用人（支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する営業所の代表者（支配人である者を除く。）をいう。）が左に該当すること。</p>	同 左

注1) 「**不正な行為**」とは、請負契約の締結または履行の際ににおける詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為をいい、「**不誠実な行為**」とは、工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為をいいます。

注2) 「**役員等**」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役もしくはこれらに準ずる者（法人格のある各種の組合等の理事等または相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役もしくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいいます。

注3) 申請者が法人である場合においては当該法人、その非常勤役員を含む役員等および一定の使用人が、申請者が個人である場合においてはその者および一定の使用人が、建築士法（昭和25年法律第202号）、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）等の規定により不正または不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者である場合は、原則としてこの基準を満たさないものとして取り扱うものとします。

注4) 許可を受けて継続して建設業を営んでいた者については、注1に該当する行為をした事実が確知された場合または注3のいずれかに該当する者である場合を除き、この基準を満たすものとして取り扱うものとします。